

第38回県民総合スポーツ大会兼第24回埼玉県パラスポーツ大会
令和7年度彩の国ふれあいピック春季大会 実施要項

※令和7年度予算の成立前のため、今後事業内容を変更する場合があります。

1 目 的

埼玉県内のスポーツを愛好する仲間が集い、日頃の練習の成果を発揮し、記録を競い、さらなる可能性に挑戦するとともに、交流を深めパラスポーツの一層の振興を図ることを目的とする。
また全国障害者スポーツ大会の埼玉県及びさいたま市の代表選手候補者の選考を兼ねた大会とする。

2 名 称

第38回県民総合スポーツ大会兼第24回埼玉県パラスポーツ大会
令和7年度彩の国ふれあいピック春季大会

3 主 催

埼玉県、さいたま市、一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

4 運 営

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

5 競技主管(予定)

埼玉県アーチェリー協会、埼玉県障害者アーチェリー協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟、埼玉県障害者水泳協会、埼玉県卓球協会、埼玉県障がい者卓球協会、埼玉県障害者フライングディスク協会、埼玉県ボウリング連盟、埼玉県障がい者ボウリング協会、埼玉県ボッチャ協会、一般財団法人埼玉陸上競技協会、埼玉県障害者陸上競技協会 (順不同)

6 協 力 (調整中)

7 実施競技、日程、会場等

競技	期日	会場
陸上競技	5月18日(日)	熊谷スポーツ文化公園 陸上競技場 熊谷市上川上 300
水泳	5月18日(日)	埼玉県障害者交流センター さいたま市浦和区大原 3-10-1
アーチェリー (注1)	5月4日(日)	はらっパーク宮代 宮代町金原 295
卓球	5月18日(日)	上尾運動公園体育館 上尾市愛宕 3-28-30
卓球 (S T T)	5月11日(日)	埼玉県障害者交流センター さいたま市浦和区大原 3-10-1
フライングディスク	5月25日(日)	彩の国くまがやドーム多目的運動場 熊谷市上川上 300
ボウリング	4月27日(日)	ユニクスボウル南古谷店 川越市泉町 1-1 ユニクス南古谷内
ボッチャ	5月10日(土)	サイデン化学アリーナさいたま さいたま市桜区道場 4-3-1

注1) 春季埼玉県アーチェリー大会 にあわせて実施

8 参加資格

(1) ～ (3) の条件を満たす者。

(1) 令和7年4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者。

ただし、ジュニアの部については、令和7年4月1日現在、10歳以上12歳以下の者とし、オープン参加とする。

※身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

※知的障害者は、埼玉県療育手帳制度要綱（埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

※精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

(2) 埼玉県内に現住所（住民票のある地）を有しているか、または埼玉県内の施設・学校等に入所、通所、通学している者。

(3) 別表Iの障害区分に該当する者。

9 競技について

(1) 競技・種目・障害区分

別表I「障害区分番号・競技コード番号表」のとおりとする。

(2) 競技の選定

選手1人につき同一日以外の複数の競技に出場できるものとする（卓球・フライングディスクは除く）。ただし、申込者多数で競技運営が困難な場合は、第2希望以降の競技はお断りさせていただく場合があります。

なお、全国障害者スポーツ大会の代表希望ができる競技は、1競技のみとする。

(3) 種目の選定

種目の選定は次のとおりとする。

競技	種目
陸上競技	2種目以内。代表希望者は必ず2種目必須。
水泳	2種目以内。代表希望者は必ず2種目必須。
フライングディスク	代表希望者は必ずアキュラシー、ディスタンスの2種目必須。

(4) 競技規則

公益財団法人日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則（令和7年4月1日改訂）」及び本大会の申し合わせ事項により実施する。

陸上競技の聴覚障害者の100m、200m競走のスタートでは、光刺激スタート発信装置を使用することができる。なお、選手は光刺激スタート発信装置の使用・不使用を選択することができる。

ボッチャ競技は、立位・座位に分けて、個人戦（2エンド）で実施し、同点の場合は1球のみのタイブレーク（ファイルショット）で勝敗を決める。ただし、参加人数によっては変更することがある。

大会球は使用しないため、各自でボールを準備すること。なお、当日ボールの借用を希望する場合は、その旨を参加申込書に必ず記載すること（希望者多数の場合は抽選）

(5) 競技場内に入場できる介助者は、全国障害者スポーツ大会競技規則に準じる。競技規則に該当し介助を必要とする場合は、参加申込書で申請すること。

10 実施競技・対象者 早見表

	肢体 不自由	視覚	聴覚	内部	知的	精神	ジュニア の部 10～12歳	第2希望 以降申込
陸上競技	◎	◎	◎	◎	◎		★	○
水泳	◎	◎	◎		◎		★	○
アーチェリー	◎		◎	◎				○
卓球	◎	◎	◎		◎	◎		
STT		◎						
フライングディスク	◎	◎	◎	◎	◎			
ボウリング	△	△	△	△	◎			○
ボッチャ	◎						★	○

◎全国障害者スポーツ大会正式競技（全国障害者スポーツ大会の選手選考を兼ねる）

△彩の国ふれあいピック春季大会として独自に実施しているオープン競技

★彩の国ふれあいピック春季大会として独自に実施しているオープン競技

1.1 費用

無料。ただし、ボウリング競技のゲーム代（1,100円）は各自負担。

1.2 健康・安全管理

- (1) 参加者は各自の責任において健康管理しあらかじめ「かかりつけ医」等の診断をうけること。
- (2) 大会当日、体調の悪い方は競技等への参加を中止すること。
- (3) 介助、付添等が必要な参加者は、参加者あるいは所属団体で対応すること。
- (4) 主催者は、この大会期間中の応急措置のみを行う。

1.3 全国障害者スポーツ大会代表選手希望について

- (1) 令和7年4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、参加申込書「⑱競技選択希望順位」において【1】を記入した競技のみ全国大会選考希望を選択できる。
- (2) 埼玉県代表は埼玉県内（さいたま市を除く）に現住所を有する者、さいたま市代表はさいたま市内に現住所を有する者が希望可能なことから、どちらか1つを選定すること。ただし、施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は、その所在地の代表を希望することもできる。
- (3) 第19回全国障害者スポーツ大会（茨城県）、第21回全国障害者スポーツ大会（三重県）中止に伴う埼玉県・さいたま市代表選手（個人競技）の出場回数取り扱いについては、出場回数に含めないものとする。
- (4) 別添「第24回全国障害者スポーツ大会代表選手を希望する皆さま」を確認すること。

1.4 障害区分の確認

本大会は、肢体不自由者の障害区分の確認を実施します。確認の結果によっては、申込競技・種目に出場できない場合がある。

■障害区分の確認を受けなくてはならない対象者

競技名	対象者 ※ジュニアの部除く
陸上競技、水泳、卓球	全国障害者スポーツ大会代表を希望する肢体不自由の選手で、未確認の者（陸上競技障害区分23を除く）
ボッチャ	ボッチャに出場を希望する肢体不自由の選手で、未確認の者
陸上競技、水泳、卓球 ボッチャ	過去に確認済みの選手で、次にあてはまる者 ①要継続確認者の選手 ②障害（体の状態）に変化があった場合 ③競技方法が変更になる場合 （例：投てき方法を立位から座位に変更したなど）

■実施日、会場は以下の通り。

競技名	実施日	場所
陸上競技※	令和7年3月20日（木・祝）	埼玉県障害者交流センター
水泳	大会当日	埼玉県障害者交流センター 体育館
卓球	大会当日	上尾運動公園体育館 体育館
ボッチャ※	令和7年3月20日（木・祝）	埼玉県障害者交流センター

■陸上競技、ボッチャ 障害区分確認 申込み方法

期間 2月17日（月）～3月3日（月）17：00まで

方法 申込みフォームで申請

<https://forms.office.com/r/aJUn9i6e9v>

当日の時間等詳細は、1週間前を目途に個別に通知します。



1.4 プログラム・ゼッケンについて

プログラム、ゼッケンは、申込み団体を通じて事前に配布する。（アーチェリーは各個人に連絡します。）

埼玉県障害者交流センターで申込みを行った場合は、居住する市町村を申込み団体とします。

1.5 記録証の発行

競技の記録については、記録証を発行し、申込み団体を通じて後日送付する。

1.6 申込み期間・申込方法

【期間】令和7年2月17日（月）～3月3日（月）まで

【方法】参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、下記①～④いずれかに提出してください。

①居住する市町村の障害者スポーツ担当課

②通学している学校

③入所・通所している施設

④埼玉県障害者交流センター（スポーツ指導担当） ※持参のみ（休館日除く）

■ 申込みを受けた団体（市町村、学校、施設）

提出期限：3月10日（月）

団体総括表（様式2）を作成のうえ、参加申込書（様式1）とともに、埼玉県障害者スポーツ協会に郵送またはEメールで提出してください。

● Eメール申込手順

①ファイル名に「団体名」を記入ください。可能な限りExcelデータでの提出をお願いします。

②件名は、「R7彩の国ふれあいピック春季大会申込」を記入してください。

③受理完了メールを送信します。3日以内に受理完了メールが届かない場合はご連絡ください。

1.7 その他

- (1) 申込み時、選手の障害区分に不明な点があるときは、様式3【障害区分質問用紙】に必要事項を記載の上、FAXまたはEメールでお問い合わせください。（電話不可）
- (2) プログラムには、氏名、所属、障害区分、年齢区分等の情報を掲載する。
- (3) 競技結果や大会で撮影する写真等は、当協会会報やホームページ（埼玉県の報道発表を含む）等に掲載する場合及び、パラスポーツに関する広報用として使用する場合があります。また、大会当日、テレビ・新聞等の報道機関が来場し、写真、映像がテレビ・新聞等で報道されることがありますので、了承の上参加すること。
- (4) 主催者において、参加者を被保険者とした普通傷害保険（レクリエーション保険）に加入する。
補償内容 死亡時：300万円 入院時：1日 3,000円 通院時：1日 1,500円
- (5) 競技に必要な用具および道具は各自で用意すること。（例：卓球のラケット・アイマスク等）
- (6) 荒天等で安全に開催することが困難であると主催者が判断した場合は、大会を中止する。
- (7) この要項に定めるもののほか、大会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

問合せ先

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1埼玉県障害者交流センター内

TEL 048-822-1120 FAX 048-822-1121

ホームページ <https://sainokuni-sasa.or.jp>

Eメール 2004@sainokuni-sasa.or.jp

さんか かん せいやくじこう 参加に関する誓約事項

1 たいかい さんか さい じこ しんたいじょうきょう じゅうぶん こうりよ もうしこ
大会への参加に際し、自己の身体状況を十分考慮し、申込みしますので、
けんこうじょう もんだい じこ せきにん
健康上の問題は、自己の責任といたします。

2 たいかいさんか じこ しょうがい およ しつぺい しんたいじょうきょう みずか
大会参加にあたり、自己の障害及び疾病による身体状況については自ら
いし いけん うかが やくそく
医師の意見を伺うことを約束いたします。

3 たいかいとうじつ しんぶんとう ほうどうきかん らいじょう よそう せんしゅ
大会当日、テレビ・新聞等の報道機関が来場することが予想され、選手の
しめい しゃしん えいぞう しんぶんとう ほうどう
氏名、写真、映像がテレビ・新聞等で報道されることがあります。
また、たいかい さいたまけん とうきょうかい とう
また、大会プログラム、埼玉県ホームページや当協会ホームページ等には、
しょうがい くぶん ねんれい くぶん しめい だんたいめい きょうぎちゅう しゃしんとう けいさい
障害区分・年齢区分・氏名・団体名・競技中の写真等を掲載します。

いじょう じこう どうい さんかもう こ せいやく
以上の事項に同意し参加申し込みすることを誓約します。

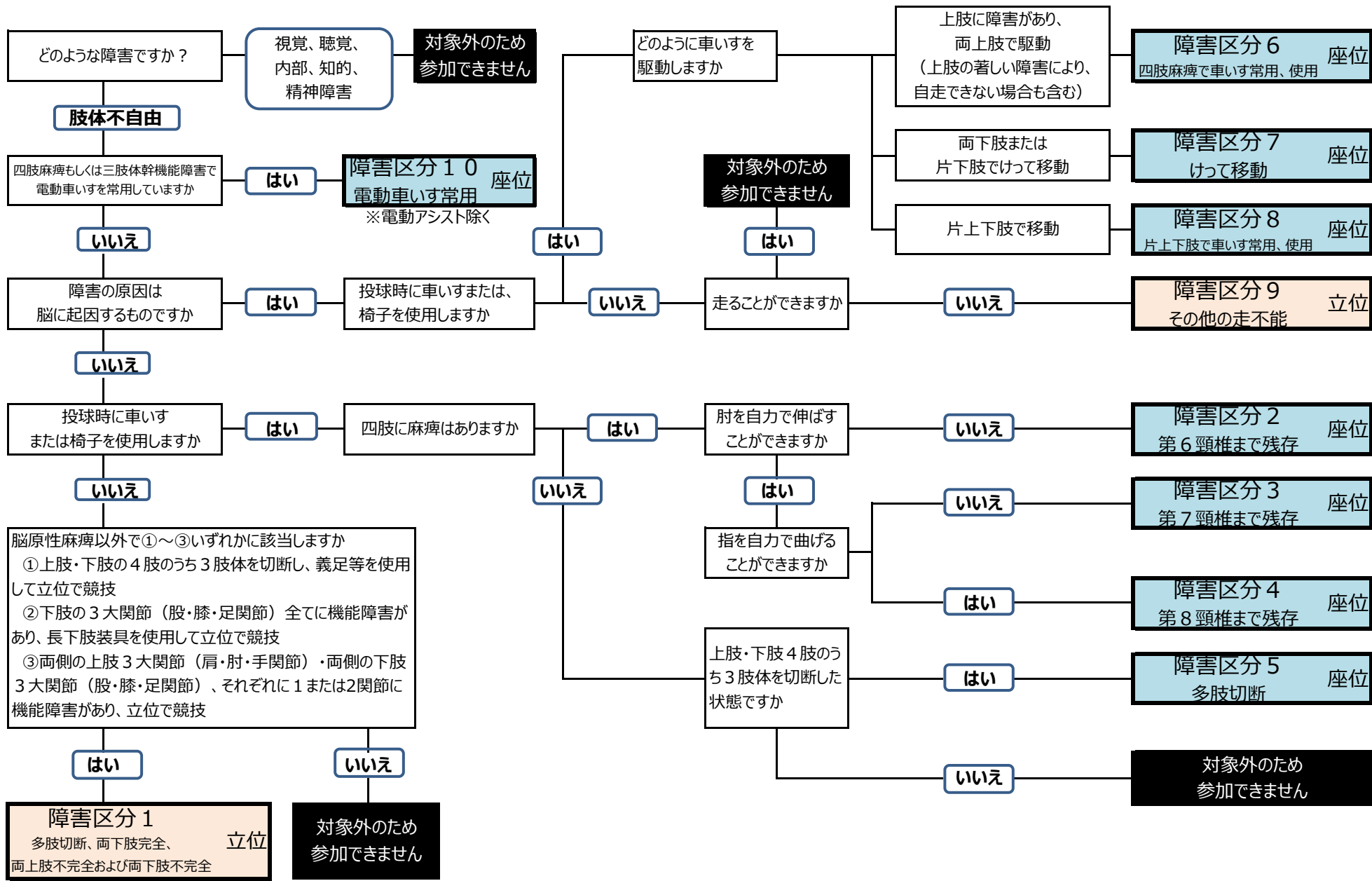
障害区分の説明

1. この競技規則は、全国障害者スポーツ大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
2. 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
3. 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
4. 肢体不自由者の障害区分
 - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6級以上の障害がない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する（7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢と区分する）。
 - (2) 肢体不自由では、複数の部位に障害があり、1肢以上が6級以上に認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象としない。（例：左上肢が3級、右上肢が6級、左下肢が7級の場合は両上肢が障害区分の対象。）
 - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
 - (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）の全てに機能障害のあるものをいう。機能障害とは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。下肢の運動麻痺・筋力低下の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - (7) 不完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。
 - (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
 - (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
 - (10) 切断または機能障害のある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
 - (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
 - (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
 - (13) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない、連続した運動ができることがある。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできることを前提とする。
5. 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力0.01とする。矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無にかかわらず、「その他の視覚障害」へ区分される。
6. 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。

基本障害区分の解説表

		障害区分名		解説								
肢体不自由	肢体不自由1	切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部 片側および両側の手部切断 片前腕 手関節の離断を含む片側の前腕の切断者 片上腕 肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者 両前腕 両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者 両上腕 両上腕の切断者 片前腕および片上腕 片前腕の切断及び片上腕の切断者	機能障害	片上肢不完全 片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	片上肢完全 片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	両上肢不完全 両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	両上肢完全 両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
					下肢	切断		片下腿 片足部の切断を含む片下腿の切断者 片大腿 膝関節の離断を含む片大腿の切断者 両下腿 両側の下腿の切断者 両大腿 両側の大腿の切断者 片下腿および片大腿 片下腿の切断及び片大腿の切断者	片下肢不完全 片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者	片下肢完全 片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	両下肢不完全 片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれにあるもの	両下肢完全 両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
						上下肢		切断	片上肢および片下肢 片上肢の切断及び片下肢の切断者 多肢切断 三肢以上の切断者	片上肢不完全および片下肢不完全の者	片上肢完全及び片下肢完全の者	両上肢不完全および両下肢不完全の者
								機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全 片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	片上肢完全及び片下肢完全の者	両上肢不完全および両下肢不完全の者
						体幹		体幹	頭部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注1】	【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。		
						脊髄損傷等		陸上競技・ポッチャ	第6頸髄まで残存 肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)	第7頸髄まで残存 肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	第8頸髄まで残存 肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
				下肢麻痺で座位バランスなし 【注2】			下肢麻痺で座位バランスあり		【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。			
				その他の車いす(陸上競技)	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)		多肢切断		【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。			
				第7頸髄まで残存 肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	第8頸髄まで残存 肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。					
				下肢麻痺で座位バランスなし 【注2】	下肢麻痺で座位バランスあり		【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。					
				座位バランスのある脊髄損傷等【注3】	【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。							
				水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ホ)オ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分となる。切断や骨折、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる)		第7頸髄まで残存 肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	第8頸髄まで残存 肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。			
			下肢麻痺で座位バランスなし 【注2】		下肢麻痺で座位バランスあり		【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。					
			座位バランスのある脊髄損傷等【注3】		【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。							
			【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。									
			【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。									
			【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。									
			(脳性麻痺、脳原性血管疾患、脳外傷等)	陸上競技・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用(陸上競技)	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。			
						四肢麻痺で車いす常用、または使用(ポッチャ)	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者				
						けて移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者				
					立位	片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の上肢と下肢または片側の下肢で車いすを操作する者	片側の上肢と下肢または片側の下肢で車いすを操作する者	【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。			
						片上肢で車いす使用(陸上競技)	上肢による車いす使用者【注4】	上肢による車いす使用者【注4】				
						その他走不能(陸上競技)	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者				
				水泳	車いす	その他走不能(ポッチャ)	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者	【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。			
						上肢に不随意運動を伴う走可能(陸上競技)	目的動作に障害の上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者	目的動作に障害の上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者				
						その他走可能(陸上競技)	【注5】	【注5】				
					立位	四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。			
						上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが可能な者	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが可能な者				
						両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)				
			卓球	車いす	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが可能な者	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが可能な者	【注6】指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する。【注7】矯正後の良い方の視力が「0.02」以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。				
					片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作も走ることが可能な者	片側障害で患側上肢でストローク動作も走ることが可能な者					
					その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが可能な者	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが可能な者					
			その他	立位	その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者					
					車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者					
					杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	杖や松葉杖などを使用して競技をする者					
			視覚障害	視力0から0.01まで	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者	【注6】指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する。【注7】矯正後の良い方の視力が「0.02」以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。				
					上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者	上肢の協調運動障害のない立位者					
					片側障害	片側の上肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	片側の上肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者					
			聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害・そしゃく機能障害	聴覚障害	電動車いす常用(陸上)	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者					
電動車いす常用(ポッチャ)	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者										
浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹機能障害のあるもので、浮具を使用する者	重度の四肢体幹機能障害のあるもので、浮具を使用する者										
知的障害	知的障害	視力0から0.01まで	視力は「矯正後の良い方の視力」で障害区分を判定【注6】【注7】	視力は「矯正後の良い方の視力」で障害区分を判定【注6】【注7】								
		その他の視覚障害	【注6】指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する。【注7】矯正後の良い方の視力が「0.02」以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。									
		その他の視覚障害	【注6】指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する。【注7】矯正後の良い方の視力が「0.02」以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。									
内部障害	精神障害	聴覚障害	区分しない	区分しない								
		知的障害	区分しない	区分しない								
		ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない								
精神障害	精神障害	精神障害	区分しない	区分しない								

全国障害者スポーツ大会・彩の国ふれあいピック春季大会 ボッチャ競技障害区分フローチャート



※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルをいう。

※ 座位で競技する選手（区分2～8）及び10の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランブ使用者について、選手1名につき1名のスポーツアシスタントまたはランブオペレーターを認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

全国障害者スポーツ大会競技規則改正等と埼玉県障害者スポーツ大会の対応

令和7年2月10日現在

全国障害者スポーツ大会競技規則改正		埼玉県障害者スポーツ大会での対応
R3 年度 改正	水泳 ○スタート方法は、選手が水中スタートまたは飛び込みスタートを選択できる。 「水中スタートしなければならない障害区分」規則の廃止	令和3年度から適用する ただし、会場の関係上、スタート台は使用しない 申込み時、選手が 水中スタート ・ 台の横から飛び込み を選択する

全国障害者スポーツ大会競技規則改正		埼玉県障害者スポーツ大会での対応
R2 年度 改正	■精神障がい者参加資格の変更 参加資格を「精神障害者保健福祉手帳」所持者または、「自立支援医療(精神通院)受給者証」取得者のみとする。	令和2年度から適用する (通院証明書を用いての証明対応は廃止する)
	■障がい区分(視覚障がい)の改正 現行: 両眼の視力の和で障がい区分を判定 改正: 良い方の視力で障がい区分を判定	令和2年度から適用する
	卓球(STT)の規則改正 「打つ」とは、競技者の握ったラケット(グリップを含む)およびラケットハンドでボールに触れることとする。グリップ及びラケットハンドで打球した場合、打球音がすれば有効であるが、打球音がしない時には、ホールディングとし無効とする。	令和2年度から適用する 従来 「打つ」とは、プレー中に競技者がラケットハンドに握ったラケットのグリップを除く部分でボールに触れること